

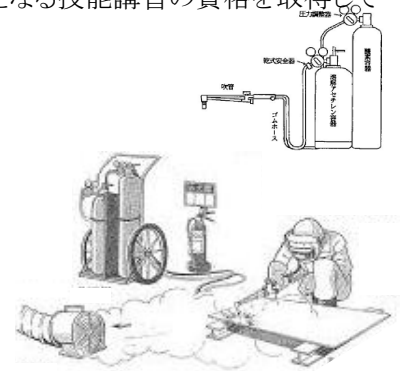
# ガス溶接技能講習 案内書

## 法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせるはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- そして、労働安全衛生法施行令第20条第10号により、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務が、就業制限業務として定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、ガス溶接作業に従事させる際に必要となる技能講習の資格を取得していただくためのものです。

## 申込方法

- 受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
- 申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
- 手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。



## 受講資格

特に制限はありません。

## 講習科目 講習時間

講習科目		時間
学科講習	構造取り扱いの知識	4時間
	可燃性ガス・酸素の知識	3時間
	関係法令	1時間
実技講習	設備の取り扱い(実技試験を含む。)	5時間
修了試験	全ての講義終了後に実施	1時間
合計14時間 … この時間は休憩時間を含んでおりません。 実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。		

## 受講料

R4.4.1 料金改定

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	11,000円	880円	11,880円
会員		710円	11,710円

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

## 助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。  
詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)へお問い合わせください。

## 修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、修了証を交付いたします。

## その他

- 実技講習には、上下作業服、安全靴又は運動靴、保護帽又は作業帽を持参してください。
- 防じんマスク(使い捨て式)は、受講料に含まれています。
- 保護眼鏡、革手袋は、当協会にも若干の備え付けはありますが、共用となりますので、感染症予防の観点から、可能な限り持参してください。